（会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記）

第十一条の三　中間財務諸表等規則第五条の二（第一項ただし書及び第二項ただし書を除く。）の規定は、会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「中間財務諸表」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

（表示方法の変更に関する注記）

第十一条の四　中間財務諸表等規則第五条の二の二（第四項を除く。）の規定は、表示方法の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「中間財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

（会計上の見積りの変更に関する注記）

第十一条の五　中間財務諸表等規則第五条の二の三の規定は、会計上の見積りの変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「中間財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記）

第十一条の六　中間財務諸表等規則第五条の二の四の規定は、会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合について準用する。この場合において、同条中「中間財務諸表」とあるのは、「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（修正再表示に関する注記）

第十一条の七　中間財務諸表等規則第五条の二の五の規定は、修正再表示を行った場合について準用する。この場合において、同条中「中間財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

第十八条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「記載は、同条第一項」を「注記は、第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「の規定により記載すべき」を「（第十条から第十一条の七までを除く。）の規定による」に、「及び第十一条の規定による記載」を「から第十一条の七までの規定による注記」に、「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「第十条」の下に「から第十一条の七まで」を加え、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

　第十条の規定による注記は、中間連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

2　第十一条から第十一条の七までの規定による注記は、第十条の規定による注記の次に記載しなければならない。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条　削除

第四十六条に次の一項を加える。

2　中間財務諸表等規則第三十六条の三第二項の規定は、当中間連結会計期間又は中間連結貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項第二号中「前事業年度」とあるのは、「前連結会計年度」と読み替えるものとする。

第六十一条中「、前期損益修正益」を削る。

第六十二条中「、前期損益修正損」を削る。

第六十五条の見出しを「（一株当たり中間純損益金額に関する注記）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　中間財務諸表等規則第五十二条の二第二項の規定は、当中間連結会計期間又は中間連結貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項中「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と、「中間貸借対照表日」とあるのは「中間連結貸借対照表日」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

第六十五条第三項から第五項までを削り、第三章第六節中同条の次に次の一条を加える。

（潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に関する注記）

第六十五条の二　中間財務諸表等規則第五十三条の規定は、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に関する注記について準用する。この場合において、同条第二項中「事業年度」とあるのは、「連結会計年度」と読み替えるものとする。

様式第一号記載上の注意4(1)中「セグメント情報に与える影響」を「前中間連結会計期間のセグメント情報を当中間連結会計期間の報告セグメントの区分により作成した情報（当該情報を記載することが実務上困難な場合には、セグメント情報に与える影響）」に改める。

様式第四号から様式第八号までを次のように改める。

様式第四号

【中間連結貸借対照表】

（単位：　円）

	前連結会計年度 （平成　年　月　日）	当中間連結会計期間 （平成　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	×××	×××
受取手形及び売掛金（純額）	×××	×××
リース債権及びリース投資資産（純額）	×××	×××
有価証券	×××	×××
たな卸資産	×××	×××
その他	×××	×××
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
有形固定資産	×××	×××
無形固定資産		
のれん	×××	×××
その他	×××	×××
無形固定資産合計	×××	×××
投資その他の資産	×××	×××
固定資産合計	×××	×××
繰延資産	×××	×××
資産合計	×××	×××
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	×××	×××
短期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××
未払法人税等	×××	×××
引当金	×××	×××